

— 令和2年度 地域中核企業国内販路開拓促進事業 —

国内見本市等への 出展経費の一部を助成します！

3次募集期間：令和2年10月29日（木）～11月27日（金）必着

県内の中小企業者のうち、県内に協力企業を多く抱える中小企業（地域中核企業）の販路開拓を支援することにより、中小企業の受注拡大を図ることを目的として、地域中核企業が出展する国内の見本市等への出展経費の一部を助成します。

助成金を申請できる企業

以下の3つの要件を満たす中小企業者（地域中核企業）、及び地域中核企業を含むグループ

- ① 県内に事業所^{※1}を有していること。
- ② 県内企業^{※2}5社以上に、継続して（直近1年以内に2回以上）自社製品用部材等の発注実績があること。
- ③ 直近決算において、県内企業への自社製品用部材等の発注額が1億円以上、又は直近決算3期中2期の発注額がそれぞれ1億円以上あること。

※1 本社、又は、工場 ※2 県内に本社、支店、営業所、工場を有する企業（以下、県内企業という）

※本年度の募集において採択（交付決定）されている場合は、原則として申請できません。

（ただし、1次又は2次採択も含め出展する見本市等の分野が、いずれも「地方創生特別枠（裏面参照）」に該当する場合は、助成限度額の範囲内で申請することができます。）

助成対象

※出展予定のオンライン展示会が助成対象に該当するか否かは事前にお問い合わせください

交付決定日（12月中旬予定）から翌年6月30日までに開催される国内見本市等への出展

1. 他者が主催する国内の見本市・展示会等への出展
2. 自社が主催する国内の商談会・内見会

注1：交付決定日前に支払った経費は、助成対象外です。

注2：販売を主体とするもの（即売会、物産展など）、不特定多数のバイヤーとの商談が見込めないもの、製品等の広報が主体で商談実績の把握が難しいものは対象外です。

助成金の交付条件

(1) 助成率

- ① 1/2以内
- ② 2/3以内（以下のア、イのいずれかに該当するもの）
 - ア. 新製品（※1）を用いて、新たな市場・分野（※2）の販路開拓を目的とした出展
 - イ. 本事業の新規利用企業

※1 「新製品」とは、自社にとって「新製品」であり、申請年度の前年度中に開発・改良された製品、または、今年度申請する見本市等の会期までに開発・改良が完了する製品とします。

ただし、前年度に開発・改良した製品であっても、前年度、既に本事業を利用して見本市等に出品したものと同一製品の場合は、「助成率2/3」の対象外とします。

※2 「新たな市場・分野」とは、申請企業が今までに取り組んでいない分野等で、今後新たに開拓を図る市場・分野とします。

※その他 助成率2/3の適用を受けようとする場合は、事前にご相談ください。

なお、審査により、助成率が2/3から1/2に下がる場合もあります。

(2) 助成限度額（直近決算における県内企業への自社製品用部材等の発注額によって異なります。）

県内企業への発注額	助成限度額
直近決算期における発注額が 5億円以上 の企業	300万円
直近決算期における発注額が 3億円以上 の企業	200万円
直近決算期における発注額が 1億円以上3億円未満 の企業 又は 直近決算3期中2期における発注額が それぞれ1億円以上 の企業	100万円

(3) 助成対象経費

以下の経費のうち、**交付決定日以降、令和3年2月末日までに支払う経費**が対象です。

※「会場借上費」「会場設営費」「広告宣伝費」「通信運搬費」「展示品等輸送費」「旅費」「謝金」「委託費」（※各経費の内容は募集案内でご確認ください）

採択審査

1. 採択審査方法（基準）（必要に応じ、プレゼンテーションを行っていただきます。）

申請要件を満たしている案件について、以下の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。

◆適合性

出展の目的が明確で、ターゲットとする市場の獲得に適合した見本市等であり出展の効果が見込まれるか

◆商品力

出展予定製品が技術的な特徴等を有し、他の類似製品等との差別化が認められるか

◆戦略性

販路拡大等に向け、戦略的に取り組んでいるか、又は、戦略的に取り組むために本事業を活用しようとしているか

◆新規性

県内での幅広い助成金の活用につながるか

2. 採択審査結果（通知）

審査結果については、書面にて通知いたします。審査結果に関するお問い合わせについては応じられませんので、予めご了承ください。

申請方法

交付申請書、実施計画書を作成し、必要書類を添付して下記提出先へ提出してください。

※経済産業省が運営する補助金申請システム（Jグランツ）を用いた公募申請も可能です。

3次募集期間：令和2年10月29日（木）～11月27日（金）（17：30必着）

≪申請書様式はNICOホームページ（<https://www.nico.or.jp/>）からダウンロードできます。≫

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止または出展を取り止めた場合には、ご相談ください。

○①「輸送」、②「IT活用」、③「健康・福祉・医療」、④「食品」、⑤「エネルギー」の5分野については、「地方創生特別枠」に指定して支援します。

○同一見本市出展への助成については制限がありますので、詳細は募集案内等をご確認ください。

お問い合わせ・申請書の提出先

公益財団法人にいがた産業創造機構 生産財マーケティングチーム

〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル9階

TEL：025-246-0052 FAX：025-246-0030 E-mail：torihiki@nico.or.jp